

その他の小売業におけるその他の危険物、有害物等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10～11	調理作業中、2機のフライヤーを連結する器具をはめようとして手が滑り、フライヤーの中に右前腕が入りやけどした。	19	—
2	11～12	洗浄室にてスチームコンベンションのラックの上段を洗っている際、手差し手袋とニトリル手袋は着用していたが、隙間から、油污れ用の協力的な洗剤が入ってしまった事に気付かず、30分以上放置していたら、右腕が痛みだし右腕肘下の内側に重度3の火傷を負った。	41	—
2	16～17	店舗厨房で一斗缶へ廃油する油を移している際、油が溢れてしまい濾過機の吸引口から出た油がかかり、左腕肘より下に10～15cmほどの火傷を負った。	22	30～49
3	13～14	厨房内にて調理中、揚げたコロッケを油から引き上げるとき、コロッケを油の中に落とし、油がはねて手にかかり、左手の甲全体を火傷した。	49	1～9
4	15～16	夕食用のソフト食を冷凍庫上段で冷やし固めていたが、既に固まっていると思い込み、確認せずにバットを両手で傾けて引き出してしまった。その際、バットの内容物（液体）が両腕にかかり火傷した。	69	1～9
4	9～10	回転釜にてお湯を沸かし、沸騰したので別の大鍋にお湯を入れてガス台に持っていくとしたら手が滑り、右足首に熱湯がかかった。	52	1～9
6	19～20	ランドリー室で、油落とし用洗剤を小容器から移している際に、本体容器より蛇口が外れ、洗剤液が服の上からかかった。	19	30～49
		被災従業員が、ポテトサラダ用の人参を茹でるため、加熱鍋を使用し、150L程の		300

7	5~6	お湯を沸かしていた際に鍋が少し手前に傾き、左足の長靴の中にお湯が入り、足首から爪先まで火傷を負った。	33	~
12	11~12	店舗惣菜作業場において、揚げ物をボウルの中に入れようとしたところ、足を滑らせ、勢いでフライヤーの中に右手が入り、火傷したものである。	62	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html